業 務 仕 様 書

1. 業務名称

水辺のまちあそび運営業務委託

2. 目的

水と光の魅力で世界の人々を惹きつける「水と光の首都大阪」を実現するため、「水と光のまちづくり推進会議」より示された基本方針の一つである中之島公園とその周辺において、にぎわいづくりに資する事業を展開するとともに、将来的には日常的に水辺のにぎわいづくりにつながる催しやイベントなどが実施されていることを目指すものである。

3. 基本方針

① 世界に誇る「水と光のシンボル空間」の実現

② 多彩な民の参画とビジネス創出・活性化

4. 事業内容

(1)提案書に基づき次の業務を実施する。

① 公共空間の継続的活用

・水辺のまちあそびとしてにぎわいの恒常化をめざす取り組みを実施

・誘致イベントや飲食事業などを展開

②にぎわいの総合プロデュース

・関係事業者との調整を踏まえ、他のエリアや団体との連携企画を実施

※昨年度の実績例　淀川舟運事業、大阪クラシック、大阪シティウオークなど

③水と陸をつなぐ舟運と連動したにぎわいづくり

・水の回廊*における各拠点との舟運連携や飲食関係者との連携などを実施

*水の回廊：

大阪市内都心部を流れる川（堂島川・土佐堀川・木津川・道頓堀川・東横堀川）

④上記①から③の事業を実施しながら、平成３０年度以降のスキーム提案

受注者は、上記①～③の企画・立案を行い、コンソーシアムと協議し承諾を得たのちに、公共空間を活用するために必要な占用許可等を取得し、プログラムの実施に必要となる施設などを設置し運営すること。

また、水の回廊やその他周辺エリアにおいて開催されるにぎわい等があれば、広報活動をはじめ積極的に連携しながら取り組むこと。

5. 事業実施にかかる条件

5－1　基本事項

(1)施設等設置可能区域は次のとおりとする。

所在地 施設等設置可能区域	大阪市北区中之島一丁目 中之島公園その他周辺※ ※主な公募提案可能区域は下図を参照として、水の回廊やその他周辺エリアにおいても、実施にあたって調整する可能性があれば、この区域に限らず提案することは可能とする。
考慮すべき条件、 法規制等	準防火区域 都市計画公園区域:都市公園法 風致地区 消防法関連 保健衛生関連 建築基準法関連 興業場法関連

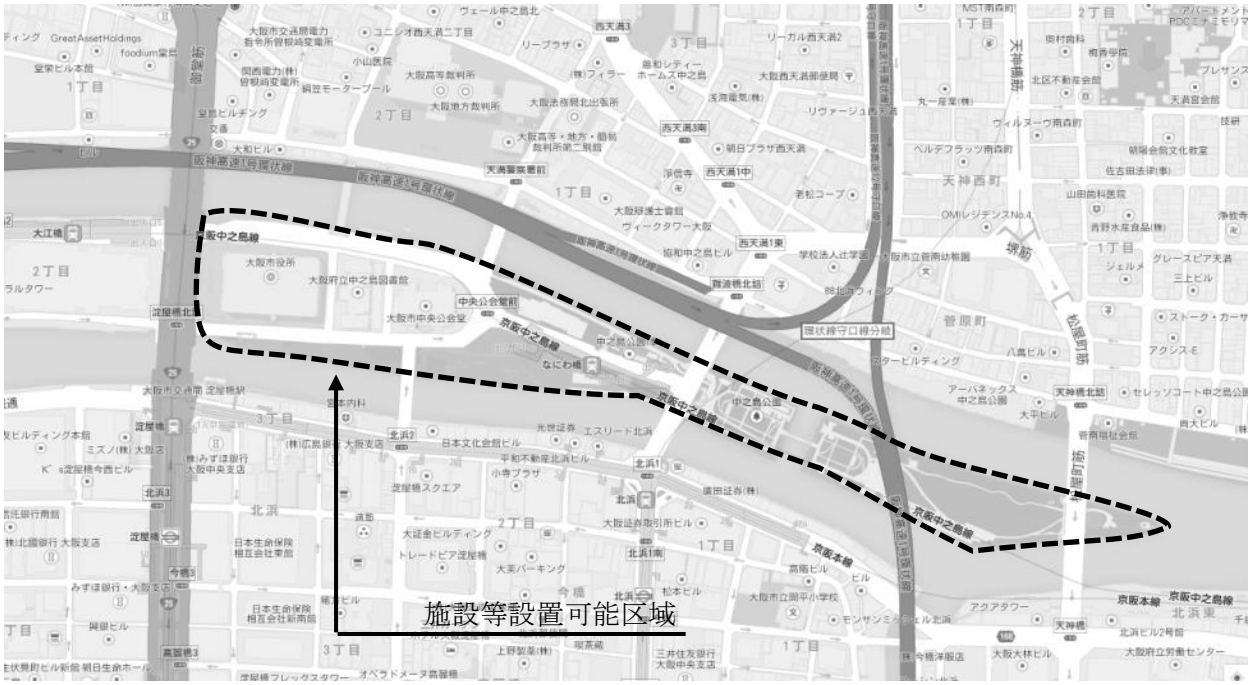

①施設等設置可能区域は、技術的条件や関係機関との協議状況などにより、位置の変更など調整を要する場合がある。

②本業務の実施にあたっては、大阪市公園条例、準防火地域関連、風致地区関連、消防法関連、保健衛生関連、建築基準法関連など各種関係法令・条項等を遵守すること。

③関連する法令等については運営事業者が調査すること。また、法令等に必要な手続き、手続きに伴う費用は運営事業者の負担とする。

④占用許可等の事業実施に必要な関係機関との協議等はコンソーシアムとともに行うこと。

⑤運営事業者は実施内容をコンソーシアムと十分協議したうえで、詳細な実施計画書を作成し、実施計画書に則って事業実施すること。

(2) 土地及び設置物の管理形態

①公募区域となる公園敷地等は、運営事業者が大阪市から占用許可を受け占用料を納付する。

②運営事業者が設置する設置物は、運営事業者が所有し、その管理責任を負うものとする。

・にぎわいを創出するプログラムの実施に必要となる設置物

・飲食サービス利用者及びイベント来場者への便益施設(テーブル、客席等)

・仮設厨房及びストックヤード等の飲食サービス提供等事業用設置物

・その他、事業者が提案し、設置する設置物

(3) 費用の負担

設置物にかかる資材等の調達、設置、維持管理・運営、撤去、占用敷地の原状回復にかかる一切の費用は、運営事業者の負担とする。

5－2 会場設置物

①主たる設置物は、仮設構造物とし、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の規定に適合するものとすること。建築確認申請を要する設置物を設置する場合、協議・調整や申請手続き等に必要な時間を十分に留意すること。また建築確認申請に係るすべての費用は運営事業者の負担とする。

②往来者や公園管理者関係車両等の通行を確保するため、約 3m の通路を確保すること。また往来者や自転車の障害とならないよう対策を講じ、安全面やいたずら等への対応についても十分に検討すること。

③点字ブロック上には、設置物や障害物を置かないこと。

④公募区域内の設置物は、1 ㎡あたりの上載荷重を 1t 以下とすること。

⑤設置物は仮設とするため、基礎工事を必要とする土地に定着する形態は不可とする。

⑥設置物の外観は、中之島公園や河川及び大阪市中央公会堂などの周辺施設の景観に対して配慮されたものとすること。設置物の配色や構造物の設置については公園管理者と十分協議するものとする。公募区域は風致地区であり、風致地区関連の諸条件に十分配慮すること。

⑦飲食提供の運営に必要なインフラ(上下水道及び電気、ガス等)の整備については、運営事業者が行うこととする。ただし、インフラは仮設仕様の形態とすること。

⑧出店店舗、上下水道設備、発電機又は電源車、音響設備・照明設備・その他資機材(サイン等)等の設置物を設置する位置は運営事業者が提案し、技術的条件や関係機関との協議状況などをコンソーシアムに報告すること。

⑨飲食事業などを実施する場合は、便益施設(トイレなど)に十分配慮すること。

⑩発電機又は電源車の燃料は適宜補給するものとし、エリア内の燃料タンク等の放置は不可とする。

⑪発電機又は電源車等は周囲から見えないよう保全対策を行うとともに、消防署等に保全および安全対策に必要な届け出等を行うこと。

⑫音響設備・照明設備・イルミネーション・その他資機材(サイン等)を設置・使用する場合は、周囲のへの影響などに十分に留意するとともに、公園利用者の動線の妨げとならないように留意すること。

⑬設置物の設置に伴い、公園植栽への散水等が困難になった場合、植栽への日常的な散水管理を運営事業者が実施すること。

5－3 設置撤去及び搬入出

①設置撤去及び搬入出については、搬入出車両の管理及び誘導を行うこと。

②区域内では、日曜・祝日の 10 時から 16 時まで車両の乗り入れができない。なお、その間車両の乗り

入れを行う場合は、所轄警察署へ通行禁止道路通行許可申請を行い、許可を得なければならない。

③公園内の搬入出車両については、総重量（積載荷重共）4t 未満とする。

④公園内の車両の通行速度は時速 10km 以下とし、ハザードランプを点滅させ徐行すること。

⑤運営事業者は、設置撤去にあたり必要となる関係機関等への届出等を、法令、条例の定めにより実施しなければならない。

⑥運営事業者は設置撤去にあたって、周辺で関連工事等が行われる場合は当該事業者と密に連絡調整を行い、設置撤去の円滑な進捗を図るとともに、境界部分等については相互に協力し全体として支障のないものとしなければならない。

⑦公園施設、植栽や樹木などを傷つけることのないよう、設置撤去時は養生を施すなど細心の注意を払うこと。万一障害が発生した場合は、運営事業者の責任において処理することとし、コンソーシアムは一切の責任を負わない。

⑧設置撤去中は所要の人員を配し、現場内の整理、整頓および保安に努めなければならない。

５－４　まちあそびにおける提案条件

①開催期間は契約日から12月末日までの間とする。

②開催期間中の集客人数１３万人以上を目標とする。

※来場者数のカウント手法については、コンソーシアムと協議のうえ決定すること。

③誘致事業の計画を提案すること。　※昨年までの取り組み事例は別紙C参照

④飲食事業のみとならず、府民、市民が容易に参加できるイベントなども計画すること。

⑤舟運と連動したにぎわいづくりも提案すること。

⑥文化・芸術・スポーツ・健康をテーマにした別紙C以外の新たなプログラムも立案し提案すること。

⑦9月10日から10月 29 日の間おいて、土日・祝日には当該期間中 8 日以上、にぎわい創出するプログラムを実施すること。

また、9 月 10 日、16 日及び 10 月 28 日、29 日は、必ずにぎわい創出プログラムを実施すること。

ただし、当該期間中における企画・立案の際は、昨年度実施した次の配分を考慮したうえで、実施率を提示し、コンソーシアムの承諾を得ること。

⑧10 月 29 日を軸に開催される水都大阪のイベント事業や、12 月 14 日～25 日に開催される「OSAKA 光のルネサンス」と連携を行い事業を実施すること。

ただし、連携する事業の内容については、本事業契約後、コンソーシアムと協議し決定すること。

その他、現時点で予定されている以下のイベント等についても適宜、連携を行うこと。

（名称は変更となる可能性がある）

・大阪クラシック（9 月 10 日～16 日）

・淀川アーバンキャンプ 2017　9 月 30 日～10 月 1 日、10 月 7 日～9 日

・中之島公園バラ開花（秋）

⑨各出店店舗などを管理すること。

⑩適正に運営するために必要な体制を構築し、十分な運営要員を確保・配置すること。

⑪運営要員の休憩場所等は運営事業者で準備すること。

⑫水辺のまちあそび全体の報告（各取り組みの事業報告や収支報告など）や成果の報告（来客数、アンケート結果など）を行うこと。

⑬入場料や飲食物販等の収入を見込むイベントは可能とするが、高額な出店料や入場料、参加料などを徴収しないこと。

5－5　平成 30 年度以降のスキーム提案条件

より具体的な内容とするため、中之島公園の恒常的なにぎわいに必要な情報収集として、主要な事業者等へヒアリングを行ったうえ（最低 5 件以上）、平成 29 年 12 月末までに具体的かつ実現可能なスキームを提案すること。

5－6　その他条件

①排他独占的な公園使用につながるイベントなどは実施しないこと。

②未成年の飲酒防止対策を講じること。

③公序良俗に反するにぎわいプログラム飲食サービス等の提供・販売を行わないこと。

④事業のプロモーションの実施については、多言語表記を行うなど、インバウンド対応に配慮するよう努めるとともに、その手法についてはコンソーシアムと協議を行うこと。

⑤混雑時は利用者の誘導整理を行い、歩行者動線の確保を行うこと。

⑥雨天時においては、設置物等を安全な場所へ移動するとともに措置をとること。

⑦別途、計画している、水都大阪のイベント事業や文化・スポーツ事業など、場所が輻輳することがないように調整し、連携拡大をめざすこと。

⑧公園管理者をはじめとする行政協議の結果や、中之島周辺の既存事業者との調整により、提案した事業すべてが実施できるものではない。

⑨協賛広告などを収益とする場合においては、公園占用料とは別に使用料が必要となる場合がある。

⑩事業の進捗状況や実施内容について、月 1 回以上コンソーシアムに報告すること。

また、他のイベント等との連携について、各事業者とヒアリングを行ったうえで連携する方法を検討し、コンソーシアムに対し月 1 回報告すること。

⑪まちあそび期間中の来訪者に対するアンケート（満足度調査など）を実施し、回答内容をプログラム毎に集約し分析を行ったものを提出すること。

なおアンケート内容については、コンソーシアムと協議のうえ作成すること。

⑫インバウンドを意識するとともに水辺だけでなく川も活用した取り組みを検討すること。

⑬設置物や販売行為、イベント等に関して生じたトラブル（事故・苦情等）については、運営事業者が責任をもって対応するものとし、不慮の事故の場合はコンソーシアムと協議のうえ対応すること。

6. 安全対策

公募区域の公園敷地内であるため、災害時等に備えて連絡体制等を構築すること。また災害時には、避難等について公園管理者の指示に従うこと。

7. 成果品

“業務内容”に示す内容についてとりまとめのうえ、必要な事項を整理し、事前に監督職員の確認を得ること。

成果品としてパイプ式ファイル（２部）及び電子ファイル（CD-R）を１部納めること。

また、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウ

イルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用するものとする。電子媒体には、「業務名称」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」を明記しなければならない。なお、電子媒体を収納するケースの背表紙には、「業務名称」、「作成年月」を明記する。「ウイルスチェックに関する情報」は、使用した「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日」、「パターンファイル名」及び「チェック年月日」を明記するものとする。

８．その他

①本業務の再委託は認めない。（ただし、誘致事業及び業務の一部について発注者が承認した場合は除く。）

②本業務仕様書に定める以外に疑義がある場合は、双方、協議して定めるものとする。